

愛知・名古屋 2026 大会クリーンベニュー基本計画策定業務委託
候補者選定総合評価実施要領兼入札説明書

1 目的

この実施要領は、「愛知・名古屋 2026 大会クリーンベニュー基本計画策定業務委託」に係る候補者を総合評価方式一般競争入札で選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 趣旨

アジア競技大会及びアジアパラ競技大会（以下「愛知・名古屋 2026 大会」という。）の開催に際しては、大会パートナー権利保護を図り、協賛のメリットを最大化するため、非パートナーが実施する広告や表示物にはマスキングを実施するほか、大会ルック（今後制作予定）等の制作物で覆うといった措置が必要となる。

これらを実施したうえで競技会場を提供することを「クリーンベニュー」と呼んでいるが、その実施レベルについて関係者と協議し、工事・施工の方法や工程について検討を重ね、実施に係る費用を縮減することが求められる。

そのため、大規模国際競技大会（国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、アジア・オリンピック評議会、アジアパラリンピック委員会が主催する大会）もしくは各競技の国際競技団体（国際競技連盟）が主催する大会等での実務経験や専門的な知見に基づいた、効果的な提案を求めることが有効である。

本総合評価は、組織委員会が、本業務を効率的かつ円滑に実施するため、最も適した提案を総合的な視点により、基準を設けて選定し、委託候補者を決定するために実施するものである。

3 件名

愛知・名古屋 2026 大会クリーンベニュー基本計画策定業務委託

4 委託内容等

別紙 1 「愛知・名古屋 2026 大会クリーンベニュー基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

5 委託期間

契約の日から 2024 年 9 月 30 日（月）まで

6 競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

応募は単独に限らず共同企業体（JV）でも可とするが、1 事業者が 2 つ以上の共同企業体（JV）に参加し入札に参加すること、または共同企業体（JV）に参

加しながら単独で入札に参加することはできない。なお、共同企業体（JV）の場合、共同企業体（JV）を構成する全ての事業者が（１）から（７）の要件を満たす者とする。（８）については共同企業体（JV）の代表の事業者が満たす必要がある。

（１）次のアまたはイの要件を満たすもの

ア 令和４・５年度愛知県入札参加資格者名簿（設計・測量・建設コンサルタント等業務）に登載されている者であること。

イ 令和５・６年度名古屋市競争入札参加資格審査の申請区分「測量・設計」申請業種「調査（その他）」の競争入札参加資格を有すると認定され登録された者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（１）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、（１）に掲げる入札参加資格の登録又は認定を受けている者を除く。）でないこと。

（５）公告の日から落札決定日までの間において、愛知県又は名古屋市から、「愛知県会計局指名停止取扱要領」、「愛知県建設工事等指名停止取扱要領」及び「名古屋市指名停止要綱」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（６）公告の日から落札決定日までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２４年６月２９日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置の期間がない者であること、「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成２０年１月２８日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと、「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（１９財契第１０３号）」に基づく排除措置の期間がない者であること。

（７）国税及び地方税を滞納していないこと。

（８）２０１７年２月以降に国内で開催された大規模国際競技大会（国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、アジア・オリンピック評議会及びアジアパラリンピック委員会が主催する大会）もしくは各競技の国際競技団体（国際競技連盟）が主催する大会で「クリーンベニュー」に関する調査・計画・設計・施工等に関する業務を受託し、履行した実績があること（元請に限らず、下請として受託したものを含むが、本業務に関連した業務の実績に限る）。

７ 競争入札参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、次に定める方法により入札参加資格の確認

認のための申請を行い、資格審査を受けなければならない。

(1) 申請期間

2023年12月8日(金)から12月22日(金)午後5時まで(必着)

(2) 申請方法

郵送又は持参により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便に限り、提出期限日の午後5時必着とする。また、郵送した際は、必ずその旨を電話にて連絡すること。

(3) 提出場所

14に示す場所

(4) 提出部数

1部

(5) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 契約実績証明書(様式3)

※入札保証金納付免除の該当・非該当の判定のための必要書類

エ 共同企業体結成届(様式4-1)

オ 共同企業体協定書(様式4-2)

カ 委任状(様式4-3)

※共同企業体(JV)の場合はア～ウに加えてエ～カについても提出すること。

ア～ウに関しては共同企業体名での提出とし、「代表者職氏名」欄には、共同企業体代表者の商号又は名称も併記すること。

ウについては、必ず共同企業体(JV)の代表事業者の実績を記載することとするが、複数の構成員の実績を記載しても良いものとする。

(6) 結果通知

確認結果は、2023年12月27日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書により郵送又は電子メールにて通知する。なお、一般競争入札参加資格確認通知書が期限までに届かない場合は、14に示す連絡先に電話連絡すること。

(7) その他

ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。これらの書類は、原則として公表せず、資格の確認以外の目的では使用しない。

ウ 期限までに確認申請書を提出していない者及び入札参加資格がないと認められた者並びに8に示す書類を提出していない者は、入札に参加することができない。

エ 組織委員会が指示した場合を除き、提出書類の差替え及び追加提出は認められない。

8 技術提案書の作成及び提出について

(1) 作成方法

別紙2「技術提案書作成及び記載上の留意事項」に従って作成すること。

(2) 提出期間

2023年12月8日(金)から2024年1月5日(金)午後2時(入札日時)まで

(3) 提出場所

14に示す場所

※但し、2024年1月5日(金)のみ、午後2時に入札説明書10(1)に示す場所へ持参すること。

(4) 提出方法

持参又は郵便により提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便に限り、2024年1月4日(木)午後5時必着とする。また、郵送した際は、必ずその旨を電話にて連絡すること。

(5) 提出部数

9部(正本1部:社名記載、副本8部:社名記載なし)

(6) その他

ア 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式5)を添付すること。

イ 技術提案書等作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

ウ 一度提出された書類は、いかなる理由があっても差替えることはできない。

エ 提出された書類は、返却しない。これらの書類は、原則として公表せず、提案評価以外の目的では使用しない。

オ 入札参加資格のない者及び10(6)における開札の結果、予定価格を超過し失格となった者から提出された場合も、当該書類は返却しない。

9 入札説明書及び仕様書に対する質問及び回答

(1) 質問方法

質問は、2023年12月18日(月)午後5時までに質問書(様式6)により行うものとし、電子メールにより下記アドレスに提出すること。なお、電子メールの件名は「愛知・名古屋2026大会クリーンベニュー基本計画策定業務委託について_質問_【質問者名】」とし、電子メールを送信した旨、14に示す電話番号に連絡すること。

メールアドレス：ainagoc-chousei@aichi-nagoya2026.org

(2) 回答方法

回答は、2023年12月21日(木)までに組織委員会公式ウェブサイトへ公開する。なお、質問者にとって不利になる回答などがあれば、直接質問者に電子メールで回答する。

10 入札及び開札の日程等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

2024年1月5日(金)午後2時～

愛知県東大手庁舎地下1階 B101 会議室

(2) 入札書の作成方法

入札書(様式7)により入札を行う。

入札書には、入札者の住所、名称及び代表者名を記入の上、代表者印を押印すること。金額の記入は、算用数字を用い、最初の数字の前に「金」の文字を記入すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

誤字等を加除訂正した場合にはその箇所に押印をすること。なお、金額の訂正はできない点に注意すること。

入札書は封筒に入れ、封緘し、入札者の住所及び名称等を封筒に表記すること(別添封筒書式を参照)。

共同企業体(JV)については、「商号又は名称」に共同企業体(JV)名を、「代表者職氏名」には、共同企業体代表者の商号又は名称と代表者職氏名を記載すること。

(3) 入札の方法等

入札場所には、入札者(ただし、入札者の住所、名称及び代表者名が記入され代表者印が押印された入札書を持参した者は代表者本人とみなします。)でなければ入場できない。

入札書は、会場に設置された入札箱に差し出さなければならない。提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできない。

(4) 入札の辞退

入札執行中に入札を辞退する場合は、入札辞退届(様式8)又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入すること。

(5) 入札の無効

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会契約規則(以下「契約規則」という。)第6条(入札の無効)の規定に該当する入札は無効とする。

(6) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行う。ただし、入札者が開札場所に同席しない場合には、入札に関係ない事務局の職員を立ち合わせて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。なお、開札結果は保留とし、入札参加者には予定価格の制限の範囲内であるのみ伝達を行う。

(7) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限範囲内の入札があるときは、予定価格を超過した入札を行った入札者は失格とする。

ただし、各人の入札のうちに予定価格の制限範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札は原則として2回を限度とする。

(8) 入札の取りやめ等

入札希望者が連合し、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札希望者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。

11 技術提案書審査方法

開札において、予定価格の制限の範囲内で入札を行った入札者から提出された技術提案書についてプレゼンテーションを行い、別紙3「評価項目及び評価基準表」に基づき、「愛知・名古屋 2026 大会クリーンベニュー基本計画策定業務委託総合評価委員会（以下「委員会」という。）において採点し、審査を行う。

(1) 評価基準

別紙3「評価項目及び評価基準表」のとおり

(2) 委員会

①日 時：2024年1月中旬予定（日時は開札時に通知）

②場 所：愛知県東大手庁舎内会議室を予定（場所は開札時に通知）

③説明時間：1者あたり40分とし、説明時間を20分、質疑応答時間を20分とする。

④説明方法：技術提案書の内容に関する説明を行う。また、パワーポイントの使用を認め、その際のパソコンは提案者が用意する。プロジェクター等は組織委員会が用意する。なお、プレゼンテーションに際し、審査は匿名で実施するため、社名は名乗らないこと。

(3) その他

委員会は非公開とし、審査経過など審査に関する問い合わせには一切応じないものとし、異議申し立ても一切認めないものとする。

12 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、提案内容の評価である「技術点」と入札価格の評価である「価格点」との合計点（総合評価点数）の最も高い入札者を落札者として開札後に行われる委員会において決定します。その詳細は、別紙4「落札者決定基準」のとおりとします。審査結果については、すべての入札参加者に対して、後日、書面で通知する。

13 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要（契約書（案）のとおり）

ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

イ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

ウ 組織委員会及び契約の相手方が共に契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（3）入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約規則第7条第3項により、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（契約規則第7条第2項に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を入札日までに納めなければならない。

ただし、入札に参加しようとする者が、契約規則第8条に該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除するものとする。

（4）契約保証金

落札者は、契約の締結時までに、契約規則第28条第2項により、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付（契約規則第28条第3項に規定する契約保証金に代わる担保の提供を含む。）をしなければならない。落札者が、契約規則第29条に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（5）落札者の資格喪失

落札決定日から契約締結日までの期間において、6に掲げる資格のないものとは契約を締結しない。

（6）特定の不正行為等に対する措置

本件入札に係る契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、本件入札に係る契約を解除し、損害賠償を請求することがある。

（7）合意書等に基づく契約解除

合意書等に規定する排除措置を受けた場合には、契約を解除し、損害賠償を請求することがある。

（8）妨害又は不当要求に対する届出義務

本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに組織委員会に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

（9）その他

この入札説明書において、特別の定めのない事項については、愛知県建設工事関係入札者心得書に準じて入札を執行する。

14 問合せ先

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
調整課調達グループ

担当：阪野

〒460-0001

名古屋市中区三の丸三丁目2番1号（愛知県東大手庁舎4階402号室）

電話：(052) 746-9105